

3 小売事業者による宣伝・広告

消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。

ただし、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではなく、「10月1日以降〇%値下げ」「10月1日以降〇%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。



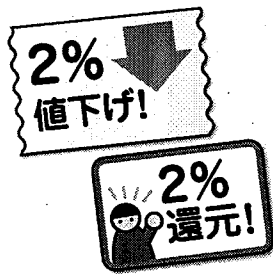
禁止されない表示

次の①～④のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

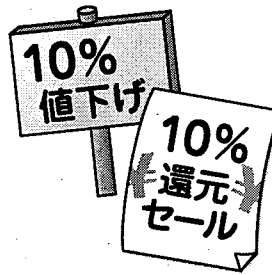
① 消費税との関連がはっきりしない



② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ



③ たまたま消費税率と一致するだけ



④ 「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



禁止される表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあなたも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- ▶「消費税は転嫁しません。」
- ▶「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶「消費税はいただきません。」
- ▶「消費税は当店が負担しています。」

- ▶「消費税はおまけします。」
- ▶「消費税はサービス。」
- ▶「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶「当店は消費税増税分を据え置いています。」



② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- ▶「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶「消費税10%分還元セール」
- ▶「消費税分は勉強させていただきます。」
- ▶「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

- ▶「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」
- ▶「消費税相当分、次の購入に利用できるポイントを付与します。」



1 消費税率引上げの
趣旨・消費税の性格

2 需要動向の悪化に
向けた
価格等の柔軟化

3 小売事業者による
宣伝・広告

4 ポイント還元サービス
消費還元事業について

5 転嫁拒否等の
行為の是正

6 事実に戻る
「たけなわ」の禁止

7 総額表示義務の特例

8 総額表示に係る表示
要不法の適用除外

9 自由な価格設定など
（価格上げ）

10 軽減税率表示の
特例（価格下げ）

11 消費税価格転嫁等
総合相談センター

消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、職員に立入検査を行わせたりします。
- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が繰り返行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、消費者庁に対する措置請求を行います。

3に対するお問い合わせ先 **消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)**

4 ポイント還元（キャッシュレス・消費者還元事業）について

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援します。

(1) 消費者への還元

令和元年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者が**キャッシュレス決済手段を用いて**中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、**個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元**します。

なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す**加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要**があります。

(2) 端末導入支援

キャッシュレス決済を導入する際に、決済事業者が提供する決済端末等について、費用を国が補助します。
※**対象店舗の端末の導入費用はゼロ**。(国が2/3、決済事業者が1/3を負担)。

(3) 手数料の引下げ

キャッシュレス決済の**加盟店手数料を一定以下に引下げ**。
※実施期間中の手数料は、3.25%以下。さらに、国が1/3を補助します。

4に対するお問い合わせ先 **経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室 03-3501-1511 (代表)**